

校内の各規程について

令和4年12月

生徒指導課

1 校内生活について

- (1) 登校後は無断で校外に出たり、寄宿舍に帰ったりしないようにしてください。必要な場合には、担任の許可を得てください。
- (2) 長期休業（夏休み等）及び下校時間後の校内への立ち入りの際には、事務室にお申し出ください。
- (3) 上履きと下履きは別のものを使用してください。
- (4) 白杖や単眼鏡、タブレット端末等の補助具については、取り扱いや保管場所に留意しながら使用してください。



2 所持品について

- (1) 学習上不必要な物は学校に持って来ないようにしてください。
- (2) 必要以上のお金を持って来ないようにしてください。

3 服装について

(1) 幼稚部・小学部

特に服装に関する規則はありません。動きやすく、清潔な物を着用してください。

(2) 中学部

ア 制服について

- ・冬の制服は学校指定の紺のブレザー、スラックスまたはスカートを原則とします。
- ・男女ともブレザーの下は、白の長袖ポロシャツの着用を原則とします。
- ・6月1日から9月30日までは夏の制服とし、白の半袖ポロシャツと学校指定のスラックスまたはスカートを原則とします。5～6月、9～10月の各1ヶ月間を衣替え期間とし、夏服、冬服のいずれを着用してもかまいません。

イ 体操服について

夏冬ともに学校指定の体操服の着用を原則とします。（運動靴の指定はありません。）

4 携帯電話の使用について

- (1) 携帯電話の使用については、通学時の緊急連絡用として必要がある場合には、使用許可願いを提出してください。
- (2) 校内での携帯電話使用は禁止しています。紛失防止のため、在校中は担任が預かります。
- (3) 保護者から児童生徒への緊急連絡については、在校中は学校へ電話連絡をしていただき、その後本人へ取り次ぐようにします。



5 単独通学について

○単独通学とは、児童生徒が保護者の責任において「単独通学届」に記入した経路で安全に留意して行うものです。

- (1) 単独通学を行うためには、保護者と学校との連携のもと通学の練習を十分に行い、学校が安全に通学できることを認めた上で、保護者が「単独通学届」を提出することが必要です。
- (2) 通学経路や利用交通機関等を変更する場合は、新たに(1)の手続きが必要です。
- (3) 天候や事故等の影響で交通機関が使えなくなった場合や、単独通学中のトラブルを想定して、保護者と児童生徒との連絡方法を事前に確認しておいてください。
- (4) 児童生徒または保護者は、安全確認のために帰宅後速やかに学級担任に連絡をしてください。